

## 飯豊BCスポーツ少年団父母会会則

### (総則)

#### 第1条 名称及び構成

1. 名称 本会は飯豊BCスポーツ少年団父母会(以下「父母会」という。)と称する。
2. 構成 本会は飯豊BCスポーツ少年団(以下「スポーツ少年団」という。)の保護者及び目的に賛同する個人、団体をもって組織する。

### (目的)

#### 第2条 父母会はスポーツ少年団の健全な育成のための次の活動を行う。

1. スポーツ少年団の活動、目的達成のための育成援助。
2. スポーツ少年団が参加する交流活動、大会参加への援助。
3. 会員相互の親睦と体力向上のための活動。
4. 練習、試合等への送迎。
5. その他スポーツ少年団育成に必要な事項。

### (役員)

#### 第3条 父母会に次の役員をおく。役員は総会において選出する。

1. 会長兼副団長 1名
2. 副会長 2名
3. 事務局(会計兼ねる) 4名以内(事務局長1名、事務局員3名以内)
4. 監事 2名
5. 体育館係 12名
6. 記録 2名

### (役員任期)

#### 第4条 役員任期は次のとおりとする。

1. 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員任務)

#### 第5条 役員任務は次のとおりとする。

1. 会長は父母会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 事務局は父母会の会計及び事務(スポーツ少年団の登録及びスポーツ障害保険の手続き等)を処理する。
4. 事務局は毎月の練習予定表を作成し、配布する。
5. 事務局は半年に1回行われる父母会定期総会の議案書を作成し、配布する。
6. 監事は父母会の会計を監査する。
7. 会長は必要と認めるとき、又は役員より請求のあった場合、役員会を招集できる。

8. 体育館係は体育館の開放手続きを行う。
9. 記録は年間行事の記録、及び大会等の成績を記録する。
10. 会長は三役会議を招集できる。(会長、副会長、事務局長、団長)

(顧問及び相談役)

第6条 父母会に総会の承認を得て顧問、及び相談役を若干名おくことができる。

(会費及び会計)

第7条 父母会の運営費は会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに当てる。

2. 会費は、総会で決定する。
3. 事業及び会計年度は6月1日に始まり5月31日に終わる。
4. 財政について定期総会に決算の報告を行う。

(総会)

第8条 総会は会長が招集し、議長は会長が務める。

2. 総会は出席会員及び委任状の過半数をもって成立する。
3. 総会を欠席する場合は、総会における全ての権利を会長に委任し、決定事項に関して遵守する。
4. 議事は出席者の過半数により決し、可否同数の時は議長がこれを決める。
5. 会長は毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に定期総会を召集する。
6. 会長は必要と認めるとき、又は会員の多数の同意を得て総会招集のあった場合は、臨時総会を招集することができる。

(決議事項)

第9条 総会は次の事項を決議する。

1. 事業の計画及び収支予算に関する事項。
2. 事業の報告及び収支決算に関する事項。
3. 会則の改廃に関する事項。
4. 会費に関する事項。
5. その他必要と認められた事項。

(体育館鍵開け)

第10条 体育館の鍵開けについては、次のとおりとする。

1. 体育館の鍵開けは輪番制とし、父母会名簿を台帳とする。
2. 毎月の練習日案内に、当日の担当者の氏名を告知する。
3. 都合の悪い者は前もって会長に報告、若しくは会員同士で交替して差し支えない。
4. その日の鍵開け当番になっている会員は、帰りの戸締りも必ず行う。
5. その日の鍵開け当番になっている会員は、指導者が来るまで、団員の練習メニューをやるように指示をすること。
6. 次回の鍵開け当番になっている会員は、前の練習日に帰りのシャトルを

持ち帰り管理し、次の練習日に持ってくること。

(記念品)

第11条 会長の任期満了時に記念品を贈る。記念品は、副会長若しくは副会長に選任された者に委任する。

(その他)

第12条 この会の活動における事故の責任は当事者が行う。

(附則)

この会則は平成9年12月4日より施行する。

この会則は平成12年11月1日より一部改正施行する。

この会則は平成13年6月1日より一部改正施行する。

この会則は平成14年6月8日より一部改正施行する。

この会則は平成15年6月7日より一部改正施行する。